

入札説明書等に関する質問回答集

平成18年2月10日
北九州市環境局環境政策部計画課

	資料名	ページ	項目	質問	回答
1	入札説明書	3	2.(8)	不適物の搬送について 不適物を貴市の資源化施設及び焼却工場等へ搬送する際の受け入れ条件（引取り可能日や時間等）についてご教示下さい。	不適物（「その他」）を焼却工場に搬送する場合、原則として立地場所の最寄の工場（市内3カ所のうち1）となります。受け入れ可能時間帯は、原則として、月から土曜日及び祝祭日は6:00～21:00（日明工場は17:00まで）、日曜日は、早朝6:00～8:30と夜間17:00～21:00（日明工場は早朝のみ）です。オーバーホール時などの場合、一時的に市の指示する他の工場への搬送となる場合があります。 不適物（「かん・びん」「ペットボトル」）を資源化センターに搬送する場合、原則として最寄のセンター（市内2カ所のうち1）となります。受け入れ可能時間帯は、原則として月から金曜日までの8:30～17:00です。
2	入札説明書	4	(13)	処理委託費の支払は、固定費相当額を基礎として書かれて有りますが、固定費相当額は、月ごとに支払ってくれると宜しいでしょうか。	市としては、固定費相当額を基礎とした基本委託料及び、処理量に応じた従量委託料ともに月ごとにお支払することとしています。 詳細は、入札説明書別紙1をご確認ください。
3	入札説明書	6	3.(6)1)	入札説明書等の記載内容の承諾について 「入札参加者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとします。」との記載がございますが、本PFIの公募スケジュールでは参加表明後に質問の回答が公開されることとなっております。事業者は当該ご回答の内容で応札の判断をすることもあり、入札説明書等より質問へのご回答が優先されるべきものと思料します。お考えをお示し下さい。	今回の事業では、本市は行政コストの削減とともに、早期の施設稼働を目指しています。そのため、入札参加予定者の参加資格という基本的事項を可能な限り早期に回答し、事業計画・提案書の策定時間を確保することを最優先に、日程を設定しています。 なお、2月6日以降に疑義が生じた場合にも、随時質問受付・回答を行うこととしており、回答内容等によっては、その時点で事業者の判断により、入札参加を辞退することができることとしていますので、今回の回答のみを優先させる措置は講じない対応を図ったものです。
4	入札説明書	8	4.(2)	スケジュール予定に参加資格締切が2月8日に対して、入札説明書等の質問回答が、2月10日であり、契約書（案）が公表になっていない状況で、事業者側としては、回答・契約書（案）で疑問点・参加出来ない要因などが記載されていた場合、事業者側としては問題となりますので、参加表明書の変更届け日を設けて頂けないでしょうか。又、協力企業の定義が記載されていないように思われますので、ご教示願えないでしょうか。	上記3の回答と同様に、事後の判断により入札辞退することができることとしていますので、これによりご対応していただきたいと考えています。 協会会社とは、本事業の実施にあたり、工事施工や物品供給等を行う（事業者からの発注先企業）会社であり、地元企業を優先して選定するよう努めるものとしています。

入札説明書等に関する質問回答集

平成18年2月10日
北九州市環境局環境政策部計画課

	資料名	ページ	項目	質問	回答
5	入札説明書	8	4.(2)	選定の手順スケジュールについて 事業契約書案は、いつ公表されるご予定なのでしょうか。ご 教示願います。	事業契約書（案）の公表は、平成18年2月13日（月）を予定していま す。なお、公表は本市HPにて行います。
6	入札説明書	10	4.(4)3)	競争性の担保について 競争性が担保できないと認められる場合、入札の執行を延期 する等の措置がとられることがある旨の記載がございます が、競争性が担保されないとは具体的にはどのようなケース を想定されているのでしょうか。ご教示下さい。	談合情報等、適正な競争が担保できない状況にあると市が判断した場 合のことを意味しています。
7	入札説明書	10	4.(4)4)	入札保証金について 入札保証金の納付が免除される要件について具体的にお示し 下さい。	北九州市契約規則第5条第7項各号の規定により、過去の契約実績など により免除される場合があります。
8	入札説明書	13	5.(1)	次点交渉権者等との協議について 落札者が基本協定を締結しない場合にあつて、総合評価の上 位の者から随意契約としての契約交渉をする際、落札金額の 範囲内で行う、とされています。仮に入札金額が落札者より 高い者がその交渉にあたる場合、提案内容には制限をされる ことなく価格低減のための措置についてのご配慮を賜れると いう理解でよろしいのでしょうか。お考えをお示し下さい。	次点交渉権者との協議は、地方自治法施行令に定められた手続きに基 づいて行います。この施行令では、契約金額は落札金額の制限内で行う こと、及び履行期限を除く当初の入札条件を変更することができないこ とが規定されています。 したがって、契約交渉にあたっては、当初提案内容を基本として、本 市が入札説明書等で示す条件を満たす範囲内で、事業者が金額低減のた めの内容変更を行い、その変更によっても本事業が支障なく遂行可能と 本市が判断した場合に契約を締結するものです。当初提案内容は、本市 が示した入札説明書等の範囲内で変更することができます。
9	入札説明書	14	5(4) ア、イ	資金提供のシンジケーションにおきまして、貸付による資金 提供者に加え、信託受益権を通じた資金提供者も含めること を考案中です。即ち、当初出された金融機関から選定事業者 への貸付の一部が、国内の信託銀行に譲渡され信託受益権と なります。この時、国内の信託銀行が、選定事業者の市に対 して有する債権への質権設定及び担保提供につきまして、市 の事前の書面による承諾の申請を直接行います。この場合、 市に特段の不利益がない限り、原則ご承諾をいただけます か。	市は、合理的な理由がある場合を除き、承諾を行う予定です。

入札説明書等に関する質問回答集

平成18年2月10日
北九州市環境局環境政策部計画課

	資料名	ページ	項目	質問	回答
10	入札説明書	14	5(4) ア、イ	貸付による資金提供者である金融機関がスワップ契約を締結する際に、スワップ契約先の金融機関がスワップ契約に係る債権を担保するために行う選定事業者の市に対して有する債権への質権設定及び担保提供につきまして、市の事前の書面による承諾の申請を行います。この場合、市に特段の不利益がない限り、原則ご承諾をいただけますか。	市は、合理的な理由がある場合を除き、承諾を行う予定です。
11	入札説明書	14	5.(6)	契約保証金の納付等について 契約保証金の納付を免除できる場合を具体的にご教示願います。	北九州市契約規則第25条第6項第3号の規定により、過去の契約実績などにより免除される場合があります。
12	入札説明書	14	5.(7)	連帯保証人について 単一企業での応札の場合、連帯保証人とは社長の個人保障で構わない、との理解でよろしいでしょうか。	連帯保証人については、北九州市契約規則第26条第1項に規定する資格を有する必要があります。 すなわち、契約者に代わって契約を履行し、又は契約に関する一切の損害を負担し得る資力を有すること、及び、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査に関する規則第6条第1項の名簿に記載されていることを満たすことが要件となります。 連帯保証を予定している企業が、上記の名簿に記載されていない場合は、仮事業契約（平成18年4月末予定）までに当該名簿に記載されることが必要です。具体的には、本市契約室に対し、遅くとも平成18年2月末日までに入札参加資格申請書類を提出し、資格審査を経て名簿に記載されることが要件となります。
13	入札説明書	17	6.(5)3) 助成制度	事業者は市が行う交付金申請業務を支援するとともに、検査業務に協力するものとします。との記載されています。具体的にどのような資料を準備していればよろしいのでしょうか？	交付金事務に係る拳証書類を準備していただくこととなります。具体的には、市HPに掲載している資料2交付金要綱の取扱い要領に示されている申請書類作成に必要な資料（工種別見積書や図面等）、交付時には交付対象事業費を証する発注書や契約書、領収書の写し等、根拠となる資料の提供が必要です。 また、国費が充当された場合、交付金が目的どおり適性に執行されているか会計検査院等の実地検査等を受ける場合があり、書類審査、現地確認にご協力いただく必要があります。

入札説明書等に関する質問回答集

平成18年2月10日
北九州市環境局環境政策部計画課

	資料名	ページ	項目	質問	回答
14	入札説明書	17	6.(5)3	補助金の受給可否による委託費の考え方について 本件施設は民間に所有権があることから、目的外使用の制限等を受けたくない場合には事業者が助成制度の利用を求めない、ということは可能なのでしょうか。また、この場合にあっては貴市には当初の委託費をお支払い頂けるとの理解で差し支えないのでしょうか。お考えをお示し下さい。	本市では、国の助成が受けられる場合には、市のコストを削減するために、当然に助成金の適用申請を行います。本事業はＢＯＯ方式で実施するため、施設所有権は事業者にあります。入札説明書6.(3)で示すとおり、「本施設での本事業以外の業務の禁止」としてあり、本施設を他の事業に活用することはできません。 なお、事業期間満了時には、国に対し、目的外使用の制限、財産処分等の制限に係る手続きを行い、これらの制限を解除します。
15	入札説明書	22	7.(4)イ	提案図面等について 「物質収支（フロー図）」とはどのようなものなのでしょうか。ご教示下さい。	処理フローにしたがって、処理工程・設備ごとに、時間あたりの処理能力・貯留能力等を示したものです。
16	入札説明書	29	別紙2.1.(1)ウ	追加経費の負担について 事業者の業務不履行により搬入を制限・停止し、緊急避難措置として市の焼却工場に搬入した処理対象物の量に徴収することが考えられる処理手数料とはどのように算出されるのでしょうか。単価等でお示し下さい。また、搬送先が変更すること等により発生する追加経費の負担はいわゆる搬送実費のみで、賠償金のような上乗せ金は求められない、との理解で差し支えないのでしょうか。係る追加負担についてのお考えをお示し下さい。	事業者の責に帰すべき事由により、やむを得ず搬入を制限・停止した場合、市の焼却工場に搬入した処理対象物の量に応じて市が条例で定める処理手数料の負担を求めます。平成18年2月現在では、10キログラムあたり100円です。搬送先変更に伴う追加経費は、搬送実費（搬送先を変更することに伴い発生する差額相当額）及びそれに伴い超過勤務手当て等が発生した場合の実費相当額を予定しています。 賠償金という名目の規定はございませんが、通常本事業では徴収しない市工場への搬入手数料の負担、搬送先変更に伴う追加経費、基本委託料の減額措置が賠償金に相当するものと予定しています。
17	要求水準書	3	1.(1)4	貴市資源化施設や焼却工場の受け入れ条件について 不適物を搬送する貴市の資源化施設及び焼却工場の受け入れ可能日や時刻等の条件をお示し下さい。	質問1の回答をご参照ください。
18	要求水準書	3	1.(1)4	環境学習への協力内容について 市民の環境学習への協力として、既に見込まれていることがございましたら、お示し下さい。	プラスチック製容器包装の分別収集は、本市では初めての取り組みとなります。 したがって、工場見学を希望する市民の受け入れを安全に行うため、見学者の受付・対応、見学者の動線の確保並びに概要を紹介するパネル・パンフレット等の用意、業務に大きな支障のない範囲で施設見学の市民啓発にご協力いただくことを想定しています。

入札説明書等に関する質問回答集

平成18年2月10日
北九州市環境局環境政策部計画課

	資料名	ページ	項目	質問	回答
19	要求水準書	6	2.(2)1) 施設計画における基本的要件	地震等に対する保有耐力を見込み、大地震後も構造体の大きな補修を行うことなく使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保を図るものとする。と記載されています。大地震の具体的な震度レベルは如何ほどでしょうか？施設計画時の設計強度の基準となるのでご指示ください。	建築基準法などの関係法令に規定される基準を満たすことを求めます。
20	要求水準書	11	2.(4).7)	試運転について 事業者が行う試運転につきましては、貴市からの委託料に含むものと考えてよいのでしょうか。ご教示願います。	試運転は、施設の性能を確認することを目的に行うものであり、施設整備に伴う業務と考えます。 従って、試運転時に処理した量については、従量委託料の対象とはならず、処理委託料の支払はありませんが、施設整備に伴う必要経費として基本委託料に算入するものと考えています。
21	要求水準書	11	2.(4).7)	試運転時のプラスチック製容器包装は、すべて市側からの支給と考えて宜しいでしょうか。 又、試運転時のモニタリング期間・内容をご教示願えないでしょうか。	試運転の際に必要なプラスチック製容器包装は、市が搬入します。 試運転の開始時期及び期間については、要求水準書2.(5)7)に定めるように市と事前協議を行い、試運転要領書に基づいて行います。試運転期間及びモニタリングの内容については、試運転要領書に係る事前協議で決定しますが、要求水準書を満たす性能を確保しているのかを確認できる期間・内容となります。
22	要求水準書	16	3.(4)	不適物（「かん・びん」「ペットボトル」）について 本施設へ搬入されてしまう不適物（「かん・びん」「ペットボトル」）とは、市民の分別の不徹底に起因するもので、発生している全ての不適物が本施設を通過するものではないとの理解で差し支えないでしょうか。また、資源化センターへ搬出しなければならない不適物（「かん・びん」「ペットボトル」）が想定より増大した場合の事業者の経費増への貴市の委託費の考え方をお示し下さい。	要求水準書別紙1でお示したように、本施設には「プラスチック製容器包装の指定袋」で市民が排出したものが持ち込まれます。重量比で「かん・びん」が2%、「ペットボトル」が2%、「その他」が11%混入すると見込んでいます。ご質問のとおり、本施設へ搬入される不適物は、市民の分別時の誤混入に起因するものです。 処理委託料は、本施設への搬入量に応じて算定されるため、原則として委託費を見直すことは予定していません。但し、想定量から大幅に増大し、予定コストに大きく影響する場合には、単価の見直しを検討することは予定しています。 また、施設稼働までの約1年程度、分別の練習期間を設けることから、市民の分別習熟度が向上すると予想されるため、想定量が大幅に増大する可能性は少ないと考えています。

入札説明書等に関する質問回答集

平成18年2月10日
北九州市環境局環境政策部計画課

	資料名	ページ	項目	質問	回答
23	要求水準書	16	3.(4)	不適物（「その他」）について 本施設へ搬入されてしまう不適物（「その他」）とは、市民の分別の不徹底に起因するもので、発生している全ての不適物が本施設を通過するものではないとの理解で差し支えないでしょうか。また、焼却工場へ搬出しなければならない不適物（「その他」）が想定より増大した場合の事業者の経費増への貴市の委託費の考え方を示して下さい。	質問22の回答をご参照ください。
24	要求水準書	17	3.(5)4)	貴市が設置する設備について 貴市が設置し保守管理を行う一般廃棄物情報管理システムについての不備等に起因するリスクについては貴市がその分担者であることをご確認下さい。	そのとおりです。
25	要求水準書	17	3.(5)4)	一般廃棄物情報システムの互換性などについては、市が設置・保守・管理することから、市側リスクと考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
26	要求水準書	20	別紙1.3.	搬入日について 年末・年始等、収集状況により水曜日にも搬入する場合があるとの記載がありますが、これは相当程度の期間を確保した事前の連絡ではなく、事業者は緊急の連絡により受け入れの対応をしなければならない、との理解をすべきなのでしょうか。お考えをお示し下さい。	原則として、相当期間を確保して事前連絡を行います。
27	基本協定書 （案）			条文内容について SPC設立を前提としないスキームの場合、基本協定書の内容は原案とはかなり異なるものとなることをご確認下さい。	ご質問のとおり、現在の「基本協定書（案）」はSPC設立を前提としたものです。グループ企業、あるいは単独企業でご提案の場合、削除項目、項目の追加は発生しますが、基本的な構成は大きくは変わらないものと考えます。
28	基本協定書 （案）		誓約書	誓約書について 誓約書の内容につきましては、SPC設立を前提とした内容になっていると判断致しますが、SPC設立をしない場合、内容等が変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、現在の「基本協定書（案）」はSPC設立を前提としたものです。グループ企業、あるいは単独企業でのご提案の場合、その趣旨から「誓約書」は不要となります。